

つくば市排水設備設置事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 排水設備設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 補助金は、霞ヶ浦及び牛久沼の水質浄化のため、霞ヶ浦及び牛久沼流域内におけるつくば市公共下水道への接続を促進することにより、汚水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的として交付する。

(用語の意義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する公共下水道とする。
- (2) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を除く。）をいう。
- (4) 排水設備工事 既存のくみ取り便所から水洗便所への改造、又は浄化槽の廃止に伴い下水道に接続することを目的として、宅地内配管を改造する排水設備の工事をいう。

(補助金の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事を行う事業とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了する工事

(2) つくば市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指定を受けた者に請け負わせて行う工事

(3) 前条第 1 項第 4 号に規定される排水設備工事
(補助金の交付)

第 5 条 管理者は、処理区域内において排水設備工事を行う者（官公庁を除く。）で、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 排水設備工事に係る建築物の所有者（当該建築物に係る土地の所有者と同一でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。）

(2) つくば市水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給に関する規程（令和 2 年下水道事業及び下水道事業管理規程第 27 号）によるあっせん及び利子補給を受けていない者

(3) 市税及びつくば市下水道事業受益者負担金若しくはつくば市下水道事業受益者分担金を滞納していない者

(4) 公共事業に伴う補償工事の対象を受けない者
(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象として管理者が認める経費は、第 3 条第 1 項第 4 号に規定する排水設備工事に要する経費とする。

(補助金額)

第 7 条 補助金額は、別表 1、別表 2 及び別表 5 により 1 件ごとに算出した額の合計額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 規則第 4 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

2 規則第 4 条第 1 項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の 1 月の末日とする。

3 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりと

する。

- (1) 市税の滞納がない証明書
 - (2) 世帯全部の課税対象所得がわかる証明書
 - (3) 世帯全員の住民票
 - (4) 排水設備工事に要する経費に係る見積書の写し
 - (5) 排水設備工事の着工前の現況写真等
 - (6) 家屋に係る土地が申請者の所有でない場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書
 - (7) 家屋及び土地が申請者の所有でない場合にあつては、当該家屋及び土地の所有者の承諾書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第9条 管理者は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助することに決定したときはつくば市排水設備設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことに決定したときはつくば市排水設備設置事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、つくば市排水設備設置事業費補助金補助事業変更等承認申請書（様式第4号）に第7条に掲げる添付書類のうち変更等が生じる書類を添えて管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 管理者は、前条の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、承認するときはつくば市排水設備設置事業費補助金補助事業変更等承認通知書（様式第5号）により、承認しないときはつくば市排水設備設置事業費補助金補助事

業変更等不承認通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業完了後に行う検査の日までに、つくば市排水設備設置事業費補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- （1）規程第 6 条に規定する排水設備工事完了届
- （2）排水設備工事に要する経費に係る領収書の写し
- （3）補助事業の施工状況記録写真
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 管理者は、前条に規定する報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、つくば市排水設備設置事業費補助金確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 1 4 条 補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、つくば市排水設備設置事業費補助金交付請求書（様式第 9 号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 1 5 条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。
- （4）つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第 31 号）第 3 条の規定に違反し

て工事を施工したとき。

(補助金の返還)

第16条 管理者は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命じなければならない。

付 則

この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表1 (補助金額の算出①)

補助金の額は、排水設備工事に要する経費の額の2分の1とする。ただし、4万円を限度とする。

別表2 (補助金額の算出②)

別表3の要件をすべて満たした者に対して排水設備工事に要する経費の額から別表1により算出した額を除いた額。ただし31万円を限度とする。

別表3 (要件)

- 1 申込世帯の構成人に、申請日が属する年度の4月1日現在で満18歳未満、又は、3月31日時点で満65歳以上の者がいる世帯であること。
- 2 別表4に定める収入基準を満たしていること。

別表4 (収入基準)

申込世帯の構成人のうち、収入のある者の課税対象所得の合計額が348万円以下であること。

別表 5（補助金額の算出③）

自己の用にのみ供する井戸水の全部（屋外水栓を除く）を水道水に切り替える工事を、排水設備工事と同年度の 2 月末日までに完了する者に対して、別表 1 及び別表 2 により算出した額に 5 万円を加算する。